

徳島県福祉サービス第三者評価基準の改定について

1 改定の背景

国における「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」及び「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」の改正に伴い（令和2年3月31日付け障発0311第4号，社援発0311第17号，老発0331第9号，社援発0311第18号，令和2年4月1日付け子発0331第34号，社援発第0331第11号，厚生労働省社会・援護局長，社会・援護局障害保健福祉部長，老健局長，子ども家庭局長連名通知），本県の福祉サービス第三者評価基準（「保育所版」「障がい者・児福祉サービス版」「高齢者福祉サービス版」「福祉サービス共通版」）を一部改定する。

2 改定の概要

「共通評価基準」及び「個別サービス評価基準」

- (1) 原則として，国の第三者評価共通評価基準ガイドライン及び内容評価基準ガイドラインに準ずるものとする。（別添新旧対照表のとおり）
- (2) さらに，関係課との協議の上，必要に応じて，県独自の内容を追加する。

【徳島県福祉サービス評価基準体系】

区分	提供サービス	共通評価基準	個別サービス評価基準
県 認 証 基 準	保育所	保育所版 45項目 現行：H31. 1. 4改定	保育所版 20項目 現行：H28. 11. 1改定
	高齢者福祉サービス	高齢者福祉サービス版 45項目 現行：H31. 1. 4改定	高齢者福祉サービス版 20項目 (特別養護老人ホーム) (通所介護) (訪問介護) (養護老人ホーム・軽費老人ホーム) ※ケアハウスは軽費老人ホームに含む 現行：H29. 12. 1改定
	障がい者・児福祉サービス	障がい者・児福祉サービス版 45項目 現行：H31. 1. 4改定	障がい者・児福祉サービス版 19項目 現行：H29. 12. 1改定
	救護施設	救護施設版 45項目 現行：R2. 2. 18改定	救護施設版 18項目 現行：R2. 2. 18改定
	その他施設	福祉サービス共通版 45項目 現行：H31. 1. 4改定	※旧・救護施設版は廃止

3 (参考) 国の「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等の改正概要

評価が円滑に実施されるようにするため，本来の趣旨が変わらぬよう配慮しつつ「言葉の置き換え」や「内容の加筆・削除」及び「解説の追加」等を行った。

【参考】現行の県の共通評価基準（福祉サービス共通版）に追加している県独自の内容

＜共通評価基準・個別サービス評価基準共通＞

用語の置き換え

- ・「障害」の表記については、「障がい」とひらがな表記に置き換え

＜共通評価基準＞

- | | | |
|---------|--|----------------|
| [1] | 理念・基本方針 | 1, 2 ページ |
| | ・理念・基本方針の確認・見直しに関する文言の追加 | |
| [1 6] | 職員の就業状況への配慮 | 3 4 ページ |
| | ・ストレスチェック制度に関する文言の追加 | |
| [2 0] | 実習生等の受入れ体制 | 4 4 ページ |
| | ・実習生等の受入れに係るマニュアル項目に「個人情報の保護」「感染症の予防」を追加 | |
| [2 4] | ボランティアの受入れ体制 | 5 4 ページ |
| | ・ボランティアの受入れに係るマニュアル項目に「個人情報の保護」「感染症の予防」を追加 | |
| [3 5] | 利用者が相談や意見を述べやすい環境整備 | 7 7, 7 8 ページ |
| | ・「第三者委員に直接相談できる環境整備」に関する文言の追加 | |
| [3 9] | 災害時における安全確保 | 8 6 ページ |
| | ・「事業継続計画の策定」等に関する文言の追加 | |
| [4 5] | 利用者に関する記録の管理体制 | 9 9, 1 0 0 ページ |
| | ・特定個人情報の取扱いに関する文言の追加 | |